

## I 第 11 次鳥獣保護事業計画（案）の概要

### 1 背景及び目的

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条の規定に基づき定められた、第 10 次鳥獣保護事業計画が平成 24 年 3 月 31 日をもって終期を迎えることから、環境省が示した「鳥獣の保護を図るために事業を実施するための基本的な指針（平成 23 年 9 月）」に即して、第 11 次鳥獣保護事業計画を策定する。

### 2 計画期間

平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの 5 ヶ年間

### 3 計画内容

- ①計画の期間
- ②鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- ③鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- ④鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- ⑤特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
- ⑥特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
- ⑦鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ⑧鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
- ⑨その他

鳥獣保護事業をめぐる現状と課題、普及啓発等

## II 第 11 次鳥獣保護事業計画の重要ポイント、変更点等

### 1 有害鳥獣捕獲についての許可基準の緩和

次に掲げるときは、狩猟免許を受けていない者に対し許可することができるものとする。

- ①農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いて有害鳥獣を捕獲する場合
- ②環境大臣が定める法人が、銃器の使用以外の方法で安全性を確保した上で狩猟免許を受けている者を補助者とする場合

※環境大臣が定める法人：農業協同組合、農業共済組合、森林組合等

### 2 愛がん飼養のためのメジロ捕獲の禁止

鳥獣の捕獲等の許可の特別な事由として、メジロに限り 1 世帯 1 羽まで許可できることとなっていたが、次期計画では愛がんのための飼養を目的とする捕獲を認めないこととする。

### 3 特定鳥獣の保護管理の推進

地域ぐるみで有害鳥獣捕獲を図るために、狩猟者と地域住民の協力や鳥獣行政と農林水産行政の一層の連携を推進する。